

交渉情報	NO.73	信越支社郵便事業本部 総務部
JP労組 信越地方本部	2013年1月31日	添付資料:2枚

夜間特別勤務手当の誤支給について

信越支社郵便事業本部総務部は、本日（1月31日）「夜間特別勤務手当の誤支給」について地方本部に説明してきました。

標記は、中央交渉情報第83号で周知の通り、一部の郵便局（旧支店）において、夜間特別勤務手当の誤支給が発生したことを受け、平成19年10月まで遡り調査を行った結果、信越管内で3局・23名に過払いが判明したことから、準備出来次第、精算を行なうものです。

【原因】

夜間特別勤務手当の内、「1勤務当たりの支給額×回数」については、総合人事情報システムにより自動的に手当額が計算されるため、業務支援システムの手入力が不要であるが、この手当についても業務支援システムに手入力したため、二重払いされたことによる。

【誤支給の状況】

※ 調査時点で誤支給があった局

2局・計5名 計 50,600円（過払い）

※ 前年度以前誤支給があった局

1局・18名 計 5,340,700円（過払い）

（1勤務当たり手当額は10深夜勤・2,300円、8深夜勤・2,200円）

【返納方法】

※ 返納方法については社員の意向を聴取し、1回1万円以上の金額で分割返納期間を設定するなど、最大限の配慮を行なう。

※ 二四控除（給与事務担当者控除）の「返納金」として社員の給与から控除する、又は、給与事務担当者又は管理社員が請求書で払込対応する。

【その他】

※ 所得税・住民税、雇用保険、共済組合関係については、会社資料を参照願います。

【今後の対策】

- ※ 今回発生した誤支給事例及び再発防止策の周知徹底をはかる。
- ※ 全局に対する事故防止の注意喚起として、2月期に給与事務担当者を対象とした事務講習会を開催する予定。

地本では、該当者への謝罪と十分な説明を求めるとともに、当時の管理者等の責任について申し入れを行なっていますが、詳細は別途明らかにしたいとしています。

【労使対応】 情報提供